○特定不妊治療の治療期間における申請先と申請期限

① 令和5年3月31日までに終了

治療終了後、6ヶ月以内に山県市へ申請

② 令和5年4月1日以前に開始し、令和5年4月1日以降に終了

令和5年4月1日以前の治療分は、治療終了後6ヶ月以内に山県市へ申請
令和5年4月以降分は令和6年3月末日までに岐阜県へ申請し、岐阜県の補助後も自己負担が発生している場合は、治療終了後1年以内に山県市へ申請

③ 令和5年4月以降に開始し、令和6年1月末までに終了

令和6年3月末日までに岐阜県へ申請し、岐阜県の補助金支給後も自己負担が発生している場合は、治療終了後1年以内に山県市へ申請

④ 令和5年4月以降に開始し、令和6年2月または3月に終了

令和6年5月末日までに岐阜県へ申請し、岐阜県補助金支給後も自己負担が発生している場合は、治療終了後1年以内に山県市へ申請

※岐阜県の補助については令和5年8月現在の情報で作成しております。実際の補助につきましては各自で直接ご確認をお願いします。
岐阜県ホームページ 「特定不妊治療助成事業」https://www.pref.gifu.lg.jp/page/126449.html
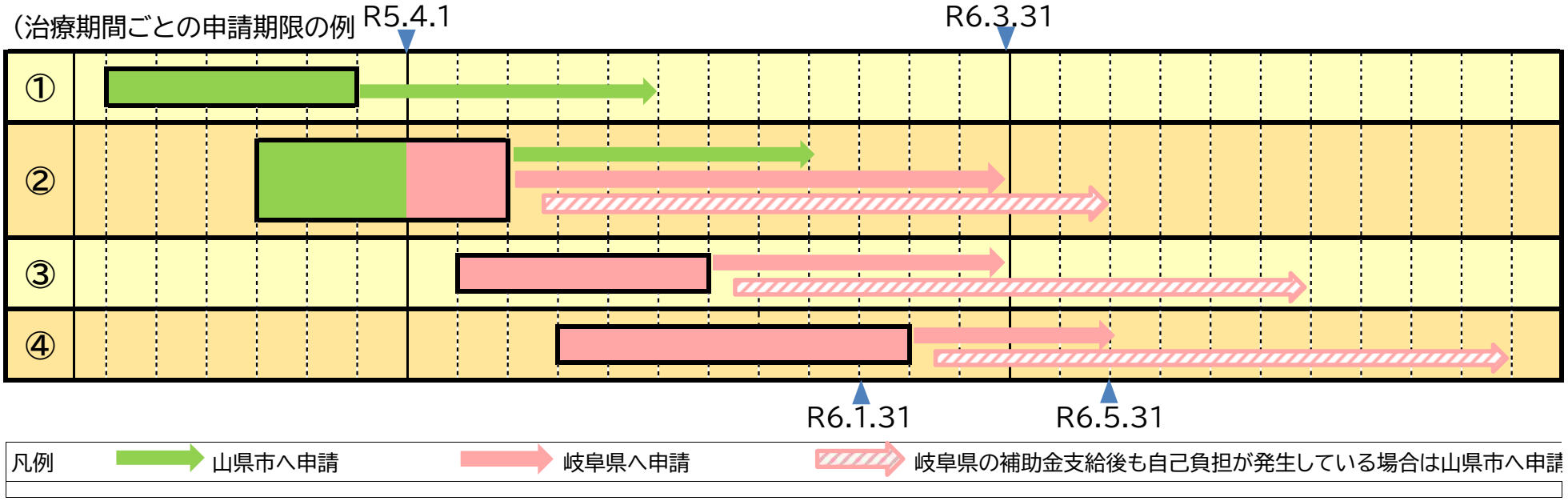
（治療期間ごとの申請期限の例